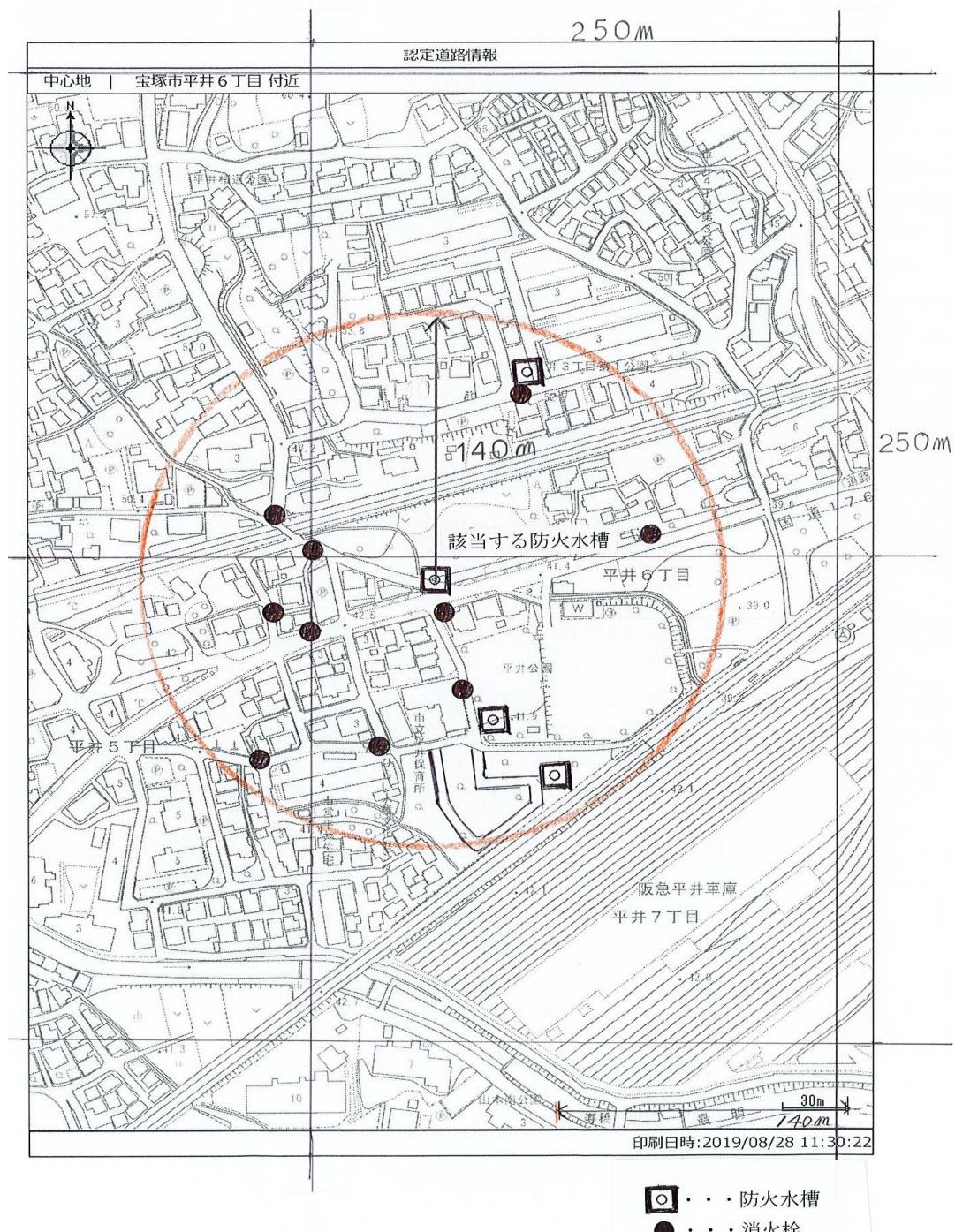


議案第109号

和解することについて

資料1 地図

宝塚市地図情報



資料2 写真

写真No.1



写真No.2



防火水槽の一部



防火水槽の一部

### 資料3 調停条項（案）

#### 調 停 条 項（案）

- 1 相手方は、申立人に対し、別紙物件目録記載1の土地のうち、別紙図面1記載のイ、ロ、ハ、イの各点を順次直線で結んだ範囲の土地、市道1001号線及び国道176号線の地下に埋設されている別紙物件目録記載2の防火水槽の撤去工事（以下、「本件工事」という。）を申立人が実施することを承諾する。
- 2 申立人は、相手方に対し、本件工事に要する費用を申立人が負担することを承諾する。
- 3 申立人は、相手方に対し、本件工事を実施するにあたり、次の各手続が必要となることを承諾する。
  - ① 宝塚市消防本部の相手方に対する道路占用許可申請
  - ② 宝塚市消防本部の兵庫県知事に対する道路占用（掘さく）許可申請
  - ③ 宝塚市消防本部の兵庫県知事に対する道路占用工事着手・完成届
  - ④ 宝塚市消防本部の相手方に対する道路占用工事完了届
  - ⑤ その他本件工事実施にあたり必要な法令上の諸申請及び諸届出
- 4 申立人は、相手方に対し、次の仕様により本件工事を実施することを承諾する。
  - ① 防火水槽側面の市道1001号線直下部分は上端部から1.5メートルを、同じく国道176号線直下部分は上端部から2.0メートルを別紙図面2記載のとおりそれぞれ撤去する。
  - ② 防火水槽底部は、水抜き穴（削孔径200ミリ×10孔）を削孔する。
  - ③ 市道1001号線及び国道176号線の道路舗装復旧は、その復旧断面が兵庫県の定める道路舗装復旧様式（小規模復旧工事の場合）車道部5号様式をもって兵庫県及び相手方の指示に従って施工し、また、工事の段階ごとに

舗装の厚みや転圧状況等を証する写真を撮影し、その写真を第3項③記載の道路占用工事着手・完成届及び同項④記載の道路占用工事完了届に添付する。

5 相手方は、本件工事に関係する相手方各部署に対し、本調停条項の内容を本調停成立後に速やかに周知することとする。

6 相手方は、申立人に対し、本調停条項に定めるもののほかに本件工事実施にあたり必要な手続等が発生した場合は、当該手続等を教示するなどして協力する。

7 申立人は、相手方に対し、本件工事に起因した損害が相手方や兵庫県を含む第三者に発生した場合、その損害を負担することを確約する。

8 申立人及び相手方は、申立人と相手方との間には、本件に関し、この調停条項に定めるもののほかに何らの債権債務がないことを相互に確認する。

9 調停費用は、各自の負担とする。

以 上

## 物件目録

### 1 土地

所 在 宝塚市平井六丁目  
地 番 100番1  
地 目 田  
地 積 304平方メートル

### 2 防火水槽

設 置 者 宝塚市  
設置年月日 昭和35年3月20日  
設置場所 宝塚市平井六丁目100番1南側、同地南側市道及び同地南側国道176号線地中  
大きさ等 縦約2.6メートル、横約7.9メートル、  
高さ約3.65メートル  
コンクリートの厚み約0.2メートル、  
容積約40立方メートル、水量約40立方メートル  
道路上の「防火すいそう」看板の番号13

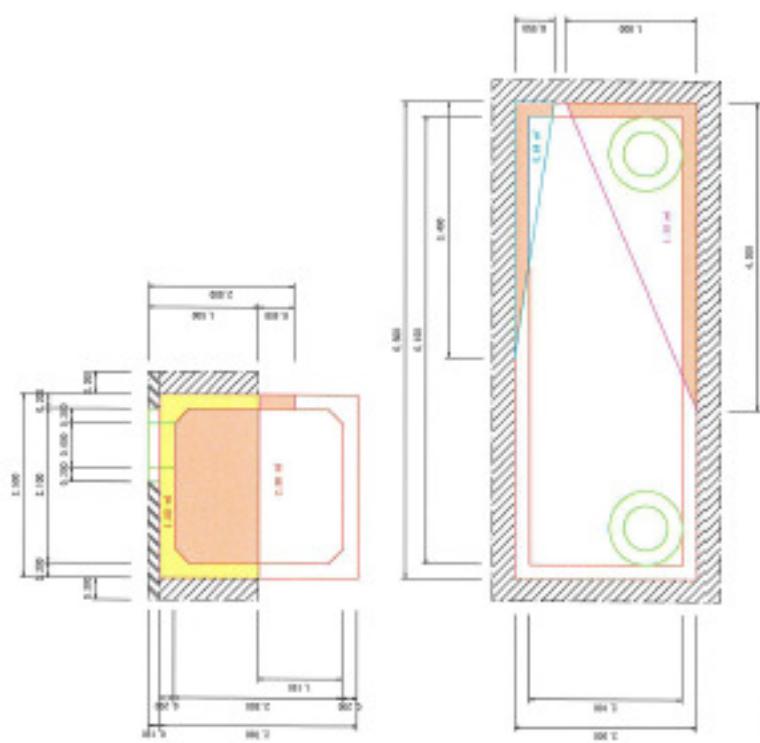
宝塚市平井六丁目100番1  
本物園 S=1/100

卷之三



100-1 (防火水槽部分を除く)

平井 6 T 目防火水槽 S=1/50



图面 2